

## 公募型プロポーザル説明書

### 1 業務概要

#### (1) 業務の目的

本県では、20～24歳の就職を理由とした転出超過の大幅な増加が、社会減の最大の要因となっている。そのため、就職活動前の早期段階から、学生が県内企業の仕事に触れる機会を提供し、地元就職の促進及びUIJ ターン志向の向上に継続的に取り組んでいるところである。

その取組の1つとして、大学低学年次の取組などにより県内就職に关心を持った学生を増やすとともに、インターンシップ等への参加につなげることを目的とし、学生と県内企業の交流を促進するイベントを開催する。

本業務は、主に大学3年生が就職活動シーズンのスタート時期に当たる4月に、就活キックオフを行えるようサポートするとともに、県内就職に关心を持った学生を増やし、インターンシップ等への参加につなげるため、学生と県内企業の交流を促進するイベントを開催する業務である。

#### (2) 業務内容

別紙1「仕様書」のとおり

#### (3) 履行期間

契約締結日から令和8年11月30日まで

#### (4) 予算額

総額 8,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

（内訳）

・令和7年度 3,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

・令和8年度 5,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

### 2 注意事項

#### (1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限

令和7年12月16日（火）午後5時

#### (2) 仕様書等に対する質問書提出期限

令和7年12月22日（月）午後4時

#### (3) 上記(2)に対する回答日等

令和7年12月24日（水）までに、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。

ただし、質問・回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接にかかわるもの及び軽微な質問については、質問者のみに回答する。

#### (4) 提案書提出場所及び期限

##### ① 提案書提出場所

広島県商工労働局雇用労働政策課

##### ② 提案書様式等

提案書提出届（別記様式第1号）による。

提案書の作成にあたっては、別紙2「提案書作成要領」を参照すること。なお、見積書（任意様式）を添付すること。

##### ③ 提案書提出期限

令和8年1月6日（火）午後4時

#### (5) 提案書に関する書面審査

① 実施日時

令和8年1月9日（金）午前9時から令和8年1月14日（水）午後5時までの間

② 実施方法

公募型プロポーザル参加資格を有している事業者の提案書を書面により審査する。

(6) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（別記様式第2号：以下「申請書」という。）及び必要添付書類について

① 電子データの保存等に関する申出書（別記様式第3号）を申請書に添付しなければならない。

② 本件プロポーザルへの参加資格の確認結果については、公募型プロポーザル参加資格確認書により通知する。

③ 申請書及び第1号に定める必要添付書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。

④ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。

⑤ 申請書等の提出は、持参又は郵便等による。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）

(7) 仕様書等について

① 仕様書等に対する質問がある場合は、上記「2(2)仕様書等に対する質問書提出期限」までに、仕様書等に対する質問書（別記様式第4号）を提出すること。ただし、軽微な質問については、電話等でも受け付け口頭により回答する。

② 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ回答する。

(8) 評価基準について

別紙3「評価基準」のとおり。

(9) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について

① 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。

② 上記の通知を受けた者は、広島県商工労働局雇用労働政策課に対してその理由説明を求めることができる。

③ この説明を求める場合は、令和8年1月19日（月）までに、その旨を記載した書類を提出すること。

④ 上記に対する回答は、令和8年1月20日（火）までに、書面により行う。

(10) 契約の締結

県が最優秀案選定後、当該契約予定者の提出書類に基づき、委託内容、委託料等について協議の上見積書を徴取し、県の契約担当職員が別に定める予定価格の範囲内で契約を締結する。契約書の案は別紙4「業務委託契約書（案）」のとおり。

協議日は、選定結果公表後の令和8年1月15日（木）から1月19日（月）のうちで設定することとし、この協議において企画提案の内容を一部変更する場合がある。なお、委託予定事業者と協議が整わない場合は、次点の提案者と協議して、契約を締結する場合がある。

(11) 支払条件

各年度ごとの完了払とする。ただし、県が必要と認めるときは、委託料の一部を概算払ができる。

(12) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(13) 参加者の負担について

申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(14) 指名除外措置等

申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された申請書及び提案書を無効とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。

(15) 提出された提案書について

① 提出された提案書は、返却しない。

② 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。ただし、次の場合には、使用することがある。

ア 広島県情報公開条例に基づき公開する場合

イ 最優秀提案者の提案書を公開する場合

### 3 契約事項

(1) 公募型プロポーザルに関する要領

物品調達・委託役務業務公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

(2) 契約事項に関する規則

広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。

(3) 契約保証金

公告に定めるとおり

(4) 地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約

適用なし

### 4 その他

申請書又は提案書を提出した後に本件公募型プロポーザルへの参加を取りやめる場合は、速やかに「取下願」(別記様式第5号)を提出すること。

### 5 添付書類

(1) 公告の写し

(2) 別紙1 仕様書

(3) 別紙2 提案書作成要領

(4) 別紙3 評価基準

(5) 別紙4 業務委託契約書(案)

(6) 様式

(別記様式第1号) 提案書提出届

(別記様式第2号) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書

(別記様式第3号) 電子データの保存等に関する申出書

(別記様式第4号) 仕様書等に対する質問書

(別記様式第5号) 取下願

【問い合わせ先】

広島県商工労働局雇用労働政策課

担当 当:吉野・坂根・志水

電話 話:082-513-3422 (ダイヤルイン)